

店頭外国為替証拠金取引約款 新旧対照表

2021年7月1日

	新	旧
第 1 条（取引口座）	（省略） （2）お客さまが自然人（個人）の場合には、<u>国内に住所を有し</u>、取引口座の開設申込時に未成年者または満 80 歳以上でなく、資力（余裕資金）が 10 万円以上あること。 （3）個人のお客さまが外国籍の場合には、第 15 条第 1 項で定める確認に必要な本人確認書類として、自身が保有する在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかの写しを提出すること。当社が同書類を受理した段階で、同書類の有効期間満了日まで 6か月以上あり、在留カードの場合には、同カードに記載された在留期間満了日まで 6 か月以上あることも合わせて確認できること。 （省略）	（省略） （2）お客さまが自然人（個人）の場合には、取引口座の開設申込時に未成年者または満 80 歳以上でなく、資力（余裕資金）が 10 万円以上あること。 （3）個人のお客さまが外国籍の場合には、<u>国内に住所を有し</u>、第 15 条第 1 項で定める確認に必要な本人確認書類として、自身が保有する在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかの写しを提出すること。当社が同書類を受理した段階で、同書類の有効期間満了日まで 6か月以上あり、在留カードの場合には、同カードに記載された在留期間満了日まで 6 か月以上あることも合わせて確認できること。 （省略）
第 8 条（取引証拠金の取扱い）	（省略） （4）取引口座への取引証拠金の入金、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行います。取引証拠金として受入可能な通貨は、取引規定等に定める日本円または外貨とします。<u>国内に住所を有するお客さまが海外から送金振り込みされた場合は、取引証拠金の入金として受け入れません。</u> （省略）	（省略） （4）取引口座への取引証拠金の入金、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行います。取引証拠金として受入可能な通貨は、取引規定等に定める日本円または外貨とします。 （省略）
第 1 6 条（解約）	（省略） <u>（2 0）お客さまが海外に転居したとき、または海外に居住していると当社が合理的に判断したとき。</u> （2 <u>1</u>）前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が合理的に判断したとき。	（省略） <u>（追加）</u> （2 <u>0</u>）前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が合理的に判断したとき。